

令和8年度 草加市民限定プレミアム付商品券

<取扱事業者マニュアル>



商品券使用期間

令和8年 6 月 16 日 (火) ～ 令和9年 1 月 17 日 (日)

商品券換金期間

令和8年 6 月 16 日 (火) ～ 令和9年 2 月 5 日 (金) (封筒必着日)

令和8年度
草加市プレミアム付商品券事業
実行委員会

今回の送付物に含まれているもの

① 取扱事業者マニュアル(本紙)



〈1部〉

② 商品券見本券(2種類)



〈各1枚 合計2枚〉

大型店以外用

大型店用

③ 取扱事業者 ステッカー・ポスター(1種類)

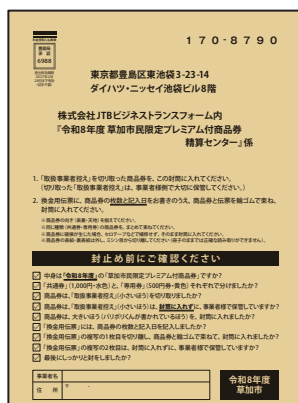


〈1枚〉



〈ポスターいずれか1枚〉

④ 換金ツール(換金用封筒・換金用伝票)



〈13枚+予備1枚〉

記入日	20 年 月 日	換金用伝票 (1枚目: 精算センター送付用)
自治体名	草加市(令和8年度)	こちらを精算センターへ送付ください。
事業者コード		※令和5年以前の伝票は、ご利用できません。
事業者名		
事業者電話番号		
① 500円券(専用券)		枚 × 500円
② 1,000円券(共通券)		枚 × 1,000円

〈13枚+予備1枚〉

<事業概要>

商品券名称	令和8年度草加市民限定プレミアム付商品券
発行予定総額	16.9億円（うちプレミアム分3.9億円）
発行予定冊数	130,000冊
綴り構成	13,000円分／1冊 （共通券1,000円×7枚＋専用券500円×12枚）
販売価格	10,000円／1冊（消費税込）
販売期間	令和8年6月16日（火）～6月30日（火）
使用期間	令和8年6月16日（火）～令和9年1月17日（日）
換金期間	令和8年6月16日（月）～令和9年2月5日（金）

<商品券取扱い注意事項>

※必ずお読みください

- 有効期間（令和8年6月16日～令和9年1月17日）を過ぎた場合、商品券は使用できません。
- 商品券は商品の売買、サービス(役務)の提供の対価として、利用できます。
従って、商品券と現金の交換・売買は禁止されています。また、釣り銭は出さないでください。
- 商品券は以下のものは利用対象になりません。
 - (1) 不動産や自動車のような資産性の高いもの
 - (2) 商品券、切手、プリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (3) 事業活動に伴い使用する原材料、仕入商品等
 - (4) 国や地方公共団体への税金等支払い並びに公共料金等の支払い
 - (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (6) たばこの購入
 - (7) その他、事業者が利用できないと決めたもの
- 令和2～5年度に発行された草加市プレミアム付商品券の使用・換金は一切できません。
- 実行委員会では商品券使用枚数の上限を定めていません。
- 経営の都合上、実行委員会で定めたものに加えて店舗独自で使用するルールを定めたい場合は、4ページをご覧ください。

<本事業 取扱事業者関連のスケジュール>

大まかなスケジュールを表記しております。

詳細については①～④内に記載のある詳細ページをご確認ください。

①事前準備

～6月15日（月）

- 1 送付物の確認
- 2 ステッカー、ポスターの貼り替え
- 3 店舗内情報共有
- 4 店舗独自の使用ルールがある場合の対応

詳細は4ページを参照してください



②商品券の使用期間

6月16日（火）～ 令和9年1月17日（日）

- ・商品券は金券ですので取り扱いにご注意ください
- ・従業員が当マニュアルに従って対応しているか、定期的にご確認ください



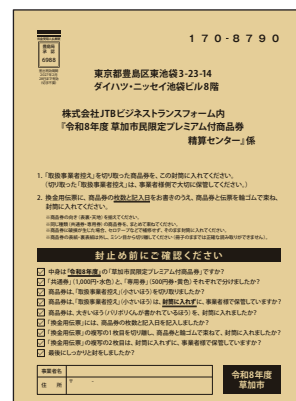
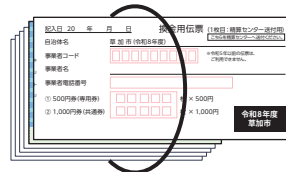
お客様 従業員

詳細は5ページを参照してください

③商品券の換金期間

6月16日（火）～ 令和9年2月5日（金）

- ・換金スケジュールは全部で13回です
- ・スケジュールをご確認の上、余裕をもってご送付ください



④商品券の使用期間終了後

令和8年1月18日（月）以降

- ・掲示のステッカー・ポスターを破棄してください
 - ・**換金は2月5日（金）必着です**
- 詳細は8ページを参照してください



詳細は6～8ページを参照してください

<①事前準備>

(6月15日(月)までに準備を行ってください)

1. 送付物の確認

1 ページの送付物④～⑩が届いているか確認してください。

2. ステッカー・ポスターの貼り替え

<事業周知ポスター>



貼り替え

<ポスター>



<ステッカー>



※各自で破棄ください。

※共通券のみ使用可の大型店舗は、デザインが異なります。(1ページ参照)

「ステッカー・ポスター」は、必ず店頭の消費者の見やすい場所へ貼ってください。

3. 店舗内情報共有

店舗内の従業員に商品券の取扱いについて情報共有いただき、お客様からの問合せに対応できるよう準備してください。特に大型店は、黄色の「専用券(500円券)」を受け取ってはいけない旨を周知させてください。

4. (必要な場合は) 店舗独自の使用ルールがある場合の対応

お店独自で商品券が使えない商品を決める場合や、1回あたりの商品券利用限度額を決める場合は、予め消費者が認識できるようにしてください。
また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券利用上限額などを定める場合も同様に、予め消費者が認識できるようにしてください
(レジ、陳列棚、チラシなど)。

＜②商品券の使用期間＞

お客様（消費者）への対応

(1) お会計（支払い額の提示）

(2) お客様（消費者）が商品券利用の意思表示

おつりは出せないことをお伝えください。

(3) 「今年度の商品券」か、「見本」の文字がないか、
偽造されたものでないか確認し、お受け取りください。

商品券の見本券と比較してください。（偽造防止加工、色合いなど）
偽造と判別できた場合は商品券の受け取りを拒否し、速やかに警察・
(株)JTБ埼玉南支店（TEL:048-227-2504）へご連絡ください。

※判別方法（共通券・専用券共通）

（コピーされた商品券の例）



＜確認事項＞

- ①「見本」の文字が無い：見本券を受け取ることはできません（実際に使用はできません）。
- ②管理番号：発番されているかどうか。「発番番号(6ケタ)＋枚目(2ケタ)」表記が正当。
- ③偽造防止：コピーされていないかどうか。

商品券下部に、コピーガードが施されております。
本来は緑地に見えないように「COPY」と印刷されておりますが、
白地で「COPY」という文字が緑色で写る場合はコピーされたものとなり、
偽造となります。

<③商品券の換金期間>

商品券の換金について

換金スケジュールは下記通りです。

※指定された到着日を過ぎると次の日程での換金となりますので、必ず指定された必着日までに届くよう注意してください。

	換金用封筒 必着日	入金予定日
第1回	2026/6/30(火)	2026/7/16(木)
第2回	2026/7/17(金)	2026/8/4(火)
第3回	2026/8/3(月)	2026/8/19(水)
第4回	2026/8/26(水)	2026/9/10(木)
第5回	2026/9/11(金)	2026/10/1(木)
第6回	2026/10/2(金)	2026/10/20(火)
第7回	2026/10/23(金)	2026/11/10(火)
第8回	2026/11/9(月)	2026/11/25(水)
第9回	2026/12/1(火)	2026/12/16(水)
第10回	2026/12/15(火)	2026/12/30(水)
第11回	2027/1/5(火)	2027/1/21(木)
第12回	2027/1/22(金)	2027/2/8(月)
第13回	2027/2/5(金)	2027/2/24(水)

年末年始は
通常よりも
郵便の到着に
時間を要するため、
余裕をもって
送付ください

入金口座

取扱事業者登録申込時に
登録された口座に振込します。

入金額が異なった場合は・・・

入金日から2週間以内に限って受付をし、控券等にて相互確認します。

《お問い合わせ先》(株)JTБ 埼玉南支店 営業課 048-227-2504

(平日10:00～17:00/土日祝は休業となります)

換金状況の確認方法について (マイページ内精算データ)

今年度の換金状況は事業者様マイページよりご確認いただけます。

マイページへのログインは二段階認証になります。

[令和8年度草加市民限定プレミアム付商品券サイト]事業者向けページの

事業者・マイページはこちら

から、登録情報と換金状況をご確認ください。

※詳しくはHP事業者向けページのマイページログイン方法をご覧ください。

メールアドレスの登録がお済みでない又は、メールアドレスの変更のある方

マイページへのログインは、メールアドレスの登録が必要となります。ご登録がお済みでない方、またはメールアドレスの変更がある方は、下記のメールアドレスまでメールにてご依頼ください。

メールアドレス: soka-premium@jtb.com

件名: R8草加市プレミアム付商品券: ●●について

本文: 下記の4点はご記入ください。休日を除く4営業日以内にご返信いたします。

連絡がない場合はお手数ですが再度メールをお送りください。

①事業者名:

②電話番号: (メール内容の確認時にご連絡で利用します)

③ご担当者名: (メール内容の確認時にご連絡で利用します)

④ご用件:

(1) 受け取った商品券をミシン目に沿って商品券（大小）を切り離します

換金用（大）

換金に使用します。こちらを換金用封筒に入れて送付ください。**店舗印の捺印は不要です。**



※商品券の換金はこの片の枚数を数え、換金用伝票に記載の内容と相違が無いかを確認いたします。

取扱事業者 控え用（小）

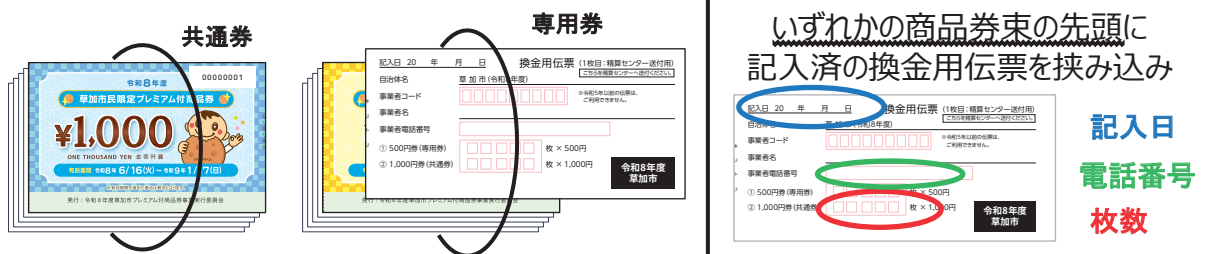
取扱事業者で保管をしてください。
振込金額に異議がある場合に必要です。
（控券がなければ、異議申し立てができません）



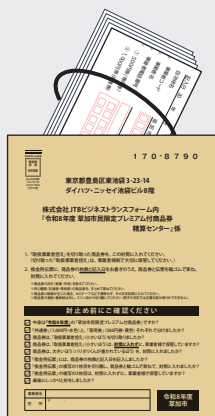
※**こちらでは換金できません。**
誤って送付しないよう、ご注意ください。

(2) **共通券、専用券ごとに枚数を数え、向きを揃えて券種が混在しないようそれぞれ輪ゴム等で束ねます。**

(3) 換金用伝票に「**記入日**」、「**電話番号**」及び「①500円(専用券)」・「②1,000円(共通券)」の**枚数**を記入します。
束ねた**共通券か専用券のいずれか商品券の先頭**に記入済の換金用伝票を挟み込みます。※伝票控えは事業者にて保管



(4) 換金用伝票と使用済み商品券を、換金用封筒に入れて、郵便ポストへ投函ください。郵便代はかかりません（切手も不要）。封筒に入りきらない場合は、ゆうパック伝票をご用意します。詳細は、8ページをご覧ください。



商品券 換金用封筒への封入時の注意事項

- 商品券の向き（表裏・天地）を揃えて換金用封筒に入れてください。
商品券を冊子のまま受け取った場合も必ず、7ページの手順に沿って表紙から切り離してから換金用封筒に入れてください。
- 換金用伝票に、商品券の合計枚数を正確に記入してください。
- 封筒への封入可能な商品券は約1,400枚となります。
- 必ず「令和8年度草加市民限定プレミアム付商品券」の換金用封筒と換金用伝票を利用してください。換金用封筒・換金用伝票ともに、表面右下の「令和8年度 草加市」が目印です。

令和8年度
草加市

令和8年度草加市民限定プレミアム付商品券以外(令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度草加市プレミアム付商品券やGo To EATの食事券等)の商品券は、換金できません。

大量の商品券を換金する場合

換金に必要なもの

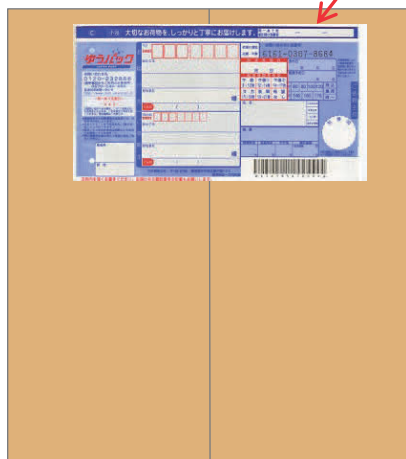
・使用済み商品券 ・換金用伝票 ・段ボール（各取扱事業者にてご準備ください）

換金手順

セットした換金用伝票と使用済み商品券を
段ボールに入れ送付してください。



（段ボール上面）



※ 1回の換金で約1,400枚を超える送付が見込まれる場合は下記に予めご連絡の上、ゆうパック伝票をお申し込みください。

【ゆうパック伝票申込先】
（株）JTB埼玉南支店 営業課
048-227-2504
（平日10:00～17:00）
soka-premium@jtb.com

◎事業者名・必要枚数・送付先をお知らせください。
◎お店への到着までには、最低でも3営業日かかりますので、余裕をもってお申し込みください。

※令和5年度のゆうパック伝票は、使用できません。お手数ですが、改めてお申し込みください。

* 段ボールにゆうパック伝票を貼り付け、郵便局へ連絡し引き取りに来てもらってください。
詳細は（株）JTB埼玉南支店までお問合せください。

＜④商品券の使用期間終了＞

令和9年1月18日（月）以降

- ① 掲示しているステッカー・ポスターをお取りいただき各自破棄してください。
 - ② 商品券は受け取らないでください。
- ※2月5日（金）が換金最終日（**必着**）となっています。

①事前準備

Q

1

ステッカー・ポスターデータはもらえるの？

実行委員会事務局に連絡ください。メールにてデータを送付します。

②商品券の使用期間

Q

2

多額の商品券（例えば20冊分など）が使用される場合の対応は？

商品券の購入は上限がありますが、ご家族分をまとめてご利用される場合なども考えられますので、利用にあたっては上限は設けていません。そのため、お1人で何十冊も利用される場合が考えられます。受領される場合は、偽造防止加工、色合いなどにより商品券が真正なものか充分確認してください。また、特段の事情がある場合に限り、利用者に予めわかるようにした上で、お店独自で利用限度額等を決めていただくこともできます。

※換金用封筒の中に入れる際は、表紙・裏表紙は取り外し、ミシン目からも切り取ってください。冊子になった状態で換金用封筒に入れられた場合、正確な換金ができない恐れがあります。

Q

3

利用者が誤って商品券を洗濯したことなどにより、商品券が毀損されている場合の対応は？



改めて、コピーガード部分に不審な点がないかをご確認ください。（5ページ参照）

そのうえで、次に記載している内容であれば利用可能です。

- ・管理番号が確認できるもの
- ・券面の面積が5分の4以上のもの

Q

4

商品券はクレジットカード等と併用して使えますか？

併用しての支払いも可能です。

Q

5

商品券を利用して商品を購入した場合、領収書を発行しても宜しいですか？

商品券は現金と同じ扱いのため、通常のお会計同様に、領収書を希望のお客様には発行をお願いいたします。

Q

6

令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度の草加市プレミアム付商品券を、換金及び利用はできますか？

換金も利用もできません。

③商品券の換金期間

Q

7

手元の控えと実際の振込み額が異なっていた場合はどのようにすれば宜しいですか？

お手数ですが、(株)JTБ埼玉南支店へ、メール又はお電話にてお問い合わせ下さい。(11ページ下部参照) なお、メールアドレスのご登録で、換金実績照会サイトで実績の確認が可能となります。メールアドレスのご登録方法は6ページ下部をご参照ください。

Q

8

封筒に入らない量での使用済み商品券の発送はどのようにすれば宜しいですか？

予め、お申込みいただいた取扱事業者様には、ゆうパック用の伝票を必要枚数送付しますので、その伝票を利用し郵送してください。その際使用のダンボールは、各量に応じ事業者様にてご準備をお願いいたします。その場合でも、送料は発生いたしません。
詳細は、8ページをご参照ください。郵便局へお電話いただければ、回収にまいります。

④商品券の使用期間終了後



令和9年1月18日を過ぎて商品券を使いたいとお客様が
来られた場合は対応して宜しいですか？

1月17日で使用期間が終了のため、商品券は受け取らず事業が終了した旨をお伝えください。
また、ステッカー・ポスター等の掲示も外していただくようお願いいたします。



令和9年2月5日の換金最終日に届くように対応が
できないが、どうすれば宜しいですか？

2月5日を過ぎて届いた分は換金できません。必ず間に合うよう送付ください。

その他、お困りの場合は実行委員会ホームページ掲載のQ & Aをご覧ください。
<https://stagelpwebsite24019.j-lppf2.jp/soka2026/>



<問い合わせ先>

【事業全般について】令和8年度草加市プレミアム付商品券 実行委員会事務局

受付時間	10:00～16:00 ・月～金（土日祝日、12/29～1/3は、受け付けておりません）
所在地	〒340-0016 草加市中央2-16-10 草加商工会議所3階 草加市商店連合事業協同組合内
TEL	048-928-8121
E-mail	info@soka-shoren.net

【換金全般・今回の送付物について】株式会社JTБ 埼玉南支店 営業課

受付時間	10:00～17:00 ・月～金（土日祝日、12/28～1/3は、受け付けておりません） ・時間外は繋がりません。
所在地	〒332-0012 川口市本町4-3-2 明邦川口第8ビル4階
TEL	048-227-2504 （担当者不在の場合がございます。お急ぎの場合を除き、極力メールでのご連絡をお願い 申し上げます。）
E-mail	soka-premium@jtb.com